

サービス種類	地域密着型特定施設入居者生活介護
届出の種類	添付書類
①人員配置区分 (一般型または外部サービス利用型)	★外部サービス利用型 ・受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地(参考様式7) ・受託居宅サービス事業者との契約書の写し ★外部サービス利用型⇒一般型 【添付書類不要】 ※設備、人員等の変更など、別途変更届の提出が必要となる場合がありますので、変更の際には事前に相談してください。
②職員の欠員による減算の状況	※減算が解消される場合のみ添付 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙1-5) ・資格証・研修修了証の写し
③身体拘束廃止取組の有無	【添付書類不要】
④入居継続支援加算 (I)(II)	※サービス提供体制強化加算は併算できない。 ・入居継続支援加算に関する届出(別紙20) ・入居継続支援加算算定表(参考様式16-2) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙1-5) ※届出日の属する月の前月のもの。 ・介護福祉士の資格証の写し
⑤テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)	・テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書(別紙20-2) ・入居継続支援加算算定表(参考様式16-3) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙1-5) ※届出日前一月のもの。 ・介護福祉士の資格証の写し
⑥生活機能向上連携加算 (I)(II)	【添付書類不要】
⑦個別機能訓練加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙1-5) ※加算算定開始月のもの。 ※機能訓練指導員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。 ・機能訓練指導員の資格証の写し ※個別機能訓練加算(II)を算定する場合には、個別機能訓練加算(I)の取組に加えて、「科学的介護情報システム(LIFE)」の登録が必要です。
⑧ADL維持等加算(申出)の有無	【添付書類不要】 ※ADL維持等加算(I)(II)を算定する場合には「科学的

	介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。
⑨夜間看護体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 1-5） ※加算算定開始月のもの。 ・ 夜間看護体制に係る届出書（別紙 9） ・ 看護師の資格証の写し
⑩若年性認知症入所者受入加算	【添付書類不要】
⑪看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ※夜間看護体制加算を算定していない場合は算定不可。 ・ 看取り介護体制に係る届出書（別紙 9-5）
⑫認知症専門ケア加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症専門ケア加算に係る要件確認表（参考様式 47） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 1-5） ※加算算定開始月のもの。 （認知症に係る研修修了者のみ記載） ・ 資格証（認知症に係る研修修了証）の写し
⑬科学的介護推進体制加算	<p>【添付書類不要】</p> <p>※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。</p>
⑭サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 12-6） ・ 人材要件に係る算出表（参考様式 26-1） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 1-5）※届出日前一月のもの。 ※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）において、介護福祉士の配置割合により算定する場合は、介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 ※（Ⅲ）において、看護・介護職員の総数のうちの常勤職員の占める割合により算定する場合は、介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 ※（Ⅲ）において、勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数 7 年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 【算定要件に応じ、以下の書類を添付すること】 ・ 介護福祉士の資格証の写し ・ 実務経験証明書（参考様式 29）
⑮介護職員処遇改善加算	【別途通知のとおり】
⑯介護職員等特定処遇改善加算	【別途通知のとおり】

サービス種類	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）
届出の種類	添付書類
①適用開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期利用（地域密着型）特定施設入居者生活介護チェック表（参考様式 3 3） ・ 指定通知の写し（開設から 3 年） ※居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援、特養、老健又は平成 18 年旧介護保険法に規定する療養型医療施設のいずれかのもの。 ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 1-5） ※加算算定開始月のもの。 ・ 資格証（資格が必要な職種）の写し ※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。（短期利用規程を明記）
②職員の欠員による減算の状況	<ul style="list-style-type: none"> ※減算が解消される場合のみ添付 ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 1-5） ・ 資格証・研修修了証の写し
③夜間看護体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 1-5） ※加算算定開始月のもの。 ・ 夜間看護体制に係る届出書（別紙 9） ・ 看護師の資格証の写し
④若年性認知症入所者受入加算	【添付書類不要】
⑤サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 1 2-6） ・ 人材要件に係る算出表（参考様式 2 6-1） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 1-5）※届出日前一月のもの。 ※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）において、介護福祉士の配置割合により算定する場合は、介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 ※（Ⅲ）において、看護・介護職員の総数のうちの常勤職員の占める割合により算定する場合は、介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 ※（Ⅲ）において、勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数 7 年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 【算定要件に応じ、以下の書類を添付すること】 ・ 介護福祉士の資格証の写し

	・実務経験証明書（参考様式29）
⑥介護職員処遇改善加算	【別途通知のとおり】
⑦介護職員等特定処遇改善加算	【別途通知のとおり】